



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造)	一	○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積及び区域内の建築物に係る数値の変更 (建築指導課)	五
○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課)	一	○開発行為に関する工事の完了公告 ( )	五
○大規模小売店舗の廃止に関する公示 ( )	二	○軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課)	五
○古筑田堰梓土地改良区の役員退任届 (春日部農林)	三	○県道さいたま鴻巣線の供用の開始 (北本県土)	五
○古筑田堰梓土地改良区の清算人就任届 ( )	三	○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)	六
○保安林の指定の解除予定 (森づくり課)	三	○県道岩殿観音南戸守線の供用の開始 (東松山県土)	六
○桶川市上日出谷南特定土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課)	三	○一般国道百四十号の区域の変更 (秩父県土)	六
○上尾都市計画事業伊奈特定土地地区画整理審議会委員選挙の候補者 (伊奈新都市建設事務所)	四	○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土)	七
○上尾都市計画事業伊奈特定土地地区画整理審議会委員選挙 ( )	五	○指定講習機関代表者の変更届出に伴う公安委員会告示 (運転教育課)	七

告示

埼玉県告示第千二百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

- 一 申請のあった年月日 平成十九年八月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エクスアドルの子どものための友人の会
- 三 代表者の氏名 東城 康夫
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県飯能市大字中山四百九十三番地の十
- 五 定款に記載された目的 この法人は、エクアドルの人々が、自らの力で豊かな社会を築くことができるよう、教育、福祉等とおして協力することを目的とする。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaker-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十四日

埼玉県告示第千二百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十四日

- 一 届出の概要等
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ久喜

久喜市本町七丁目千百四十六番一外  
 ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 大規模小売店舗の設置者

大和情報サービス株式会社 取締役社長 板倉正宏  
 東京都台東区上野七丁目十四番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者  
 株式会社フォー・ユー 代表取締役社長 清水孝浩

香川県高松市今里町二丁目十六番一号  
 株式会社ゴルフ・ドゥ 代表取締役社長 伊東龍也

さいたま市中央区上落合二丁目三番一号  
 ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役社長 佐藤弘志  
 神奈川県相模原市古淵二丁目十四番二十号

株式会社あさひ 代表取締役社長 下田 進  
 大阪府大阪市都島区大東町二丁目三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十年四月八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二千百十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設に関する事項  
 駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二九台  
 駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六〇台(外自動二輪 六台)  
 荷さばき施設的位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四四平方メートル  
 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

位置 図面省略 容量 四五立方メートル  
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ヘ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 午前十時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から翌午前〇時三十分  
 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 二箇所  
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前八時から午後五時

ト 届出年月日  
 平成十九年七月三十日

二 縦覧期間  
 平成十九年八月十四日から平成十九年十二月十四日まで

三 縦覧場所  
 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター  
 意見書の提出

四 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間  
 平成十九年八月十四日から平成十九年十二月十四日まで

ロ 意見書提出先  
 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成十九年八月十四日  
 埼玉県知事 上田 清司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 須藤ビル

幸手市北二丁目五番四号  
 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

須藤ビル  
 幸手市北二丁目五番四号

須藤製糸株式会社 代表取締役 須藤盛夫  
 茨城県古河市松並二丁目十八番十号  
 三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日  
 平成十八年十二月三十一日

埼玉県告示第千二百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、古筑田堰梓土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年八月十四日

職名	氏名	住所
理事	山田 浩	久喜市大字北中曾根五六六の一
	大久保 好吉	南埼玉郡菖蒲町大字台二四〇二の二
	大熊 泰雄	同 三箇三〇七三の二
	砂川 喜義	久喜市大字北中曾根一二六七
	関根 友造	同 同 一五六七
	中野 善治	同 同 一二九六の一
	松岡 正一	同 同 一三八六

埼玉県告示第千二百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成十九年七月二十五日解散認可した久喜市の古筑田堰梓土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年八月十四日

清算人の氏名及び住所
埼玉県知事 上田 清司

山田 浩	久喜市大字北中曾根五六六の一
大久保 好吉	南埼玉郡菖蒲町大字台二四〇二の二
大熊 泰雄	同 同 三箇三〇七三の二
砂川 喜太郎	久喜市大字北中曾根一二六七
関根 友造	同 同 一五六七
中野 善治	同 同 一二九六の一
松岡 正一	同 同 一三八六

埼玉県告示第千二百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年八月十四日

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
入間市大字南峯字中桂一〇八八の二、一〇九〇の二
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

埼玉県告示第千二百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年八月十四日

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
入間市大字南峯字中桂一〇八八の四
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

埼玉県告示第千二百七十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年八月十四日

埼玉県知事 上田 清司	退任した理事の氏名及び住所
青木 誉豊	桶川市大字上日出谷 三〇三番地
江森 平八	同 同 同



二 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の候補者

住所	氏名
北足立郡伊奈町大字 小針新宿三十三番 地四	関口忠夫

埼玉県告示第千二百七十四号

平成十九年八月十九日に行う上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会委員選挙については、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十四条第二項の規定により届出のあった候補者の数が選挙すべき数を超えないので、同令第二十六条の規定により、投票を行わないものとし、公告する。

平成十九年八月十四日  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(二)欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積及び区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築指導課において縦覧に供する。

平成十九年八月十四日  
埼玉県知事 上田清司  
変更に係る区域  
三郷市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県告示第千二百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号  
平成十九年八月十四日  
埼玉県知事 上田清司
- 二 許可番号  
平成十九年六月十五日
- 三 指令飯整第一八〇〇五三二号  
平成十九年八月八日第五十五号
- 四 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡越生町大字如意字春日五〇〇番一、五〇〇番二
- 五 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
比企郡ときがわ町大字西平二一七三番地

株式会社 シバタホーム  
代表取締役 芝田 克己

埼玉県大宮県税事務所長告示第二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成十九年八月十四日  
埼玉県大宮県税事務所長  
根岸 久 男

氏名又は名称	有限会社 霜田商店
代表者の氏名	霜田 秀 男
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県戸田市美女木四丁目九番地の十二
指定取消年月日	平成十九年六月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年八月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤 善孝

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
さいたま鴻巣線	上尾市藤波三丁目三〇五番地先から同市藤波二丁目四五四番地先まで	平成十九年八月十四日	延長 七〇九・三〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十二号

平成十九年八月十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号  
平成十九年四月二十七日  
指令飯整第一九〇〇二〇号

二 検査済証番号  
平成十九年八月九日  
飯整第一九〇〇二一号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡毛呂山町大字阿諏訪字み乃字  
一二五六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
毛呂山町大字大谷木二五番地七  
小高アパート二F  
奥野 もえ

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年八月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷 口 建 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道岩殿観音戸守線	東松山市大字高坂字反町九十三番地先から同市大字高坂字反町一〇九番一地先まで	平成十九年八月十四日	土地区画整理事業 本件は雨水管理設工事等のための代替路の設置である

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年八月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須 加 和 隆

一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 百四十号  
三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
旧	秩父市黒谷字破風屋五三〇番一地先から同市黒谷字天水六八〇番三地先まで	九・八〇～一五・〇〇	二八五・七〇	交通安全施設整備工事による拡幅
新		一三・五〇～一九・八〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

一 許可番号

平成十九年八月六日

指令行整第一八〇〇八一号

二 検査済証番号

平成十九年八月六日第十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻莖字北谷二二

三五一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字根古屋六四三番地

地四

岡野 浩仁



埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十八年十一月二十一日

指令杉整第一八〇一六〇〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月三日

杉整第六四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字並塚字南前七三

三一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字並塚七二八番地

武井 義雄



埼玉県公安委員会告示第323号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定に基づき変更の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成19年8月14日

埼玉県公安委員会委員長 田木 義文

名 称	変更事項	変更前	変更後
レインボーセータースクール	代表者の氏名	入野 吉勝	河野 光彦

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇一(代表)
ウェブサイト	埼玉県ホームページアドレス <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm">http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm</a>